

令和3年度保険者機能発揮にかかる体制づくりについて(案)

山口支部保健事業推進協議会の設置について

保健事業の基本方針・計画・手法・評価について山口支部健康づくり推進協議会を設置し協議してまいりました。

同協議会により得られた知見は、これまでも数多く保健事業運営に反映させてまいりましたが、今般、保険者機能の更なる発揮のため、直接的により多くの加入者の意見を吸い上げ、保健事業及び医療費適正化を円滑かつ効果的に推進する仕組みを構築し、発展的に移行することといたしました。

次年度以降にこの代替となる会を開催することに伴い、従来の健康づくり推進協議会を廃止し、新たに「山口支部保健事業推進協議会」を設置します。

地域制を考慮した推進体制について

① アライアンス

山口支部の加入事業所約23,000事業所、加入者数約420,000人は、中核都市の乏しい県内に分散しており、保険者機能強化アクションプランの推進に不可欠な加入事業者との接点強化や保健事業の拡充を図るために、山口県やその関連機関、県内商工会議所・商工会との連携をより一層強化します。

【関係機関】

[山口県]

健康福祉部健康増進課、地域健康福祉センター 等

[各種団体]

山口県商工会議所連合会・商工会連合会、各商工会議所・商工会
やまぐち産業振興財団、山口県人づくり財団 等

② エリア推進体制

分散型都市構造の県内推進体制を、県内の東部、中央部、西部に区分し、山口支部内にエリア担当者を配置します。

担当者は、エリアの協会保健師・健康保険委員、県健康福祉センター・健康運動指導士、商工会議所・商工会、地域職域保健連携推進協議会等と連携して、保険者機能強化アクションプランの推進に資する活動を行います。